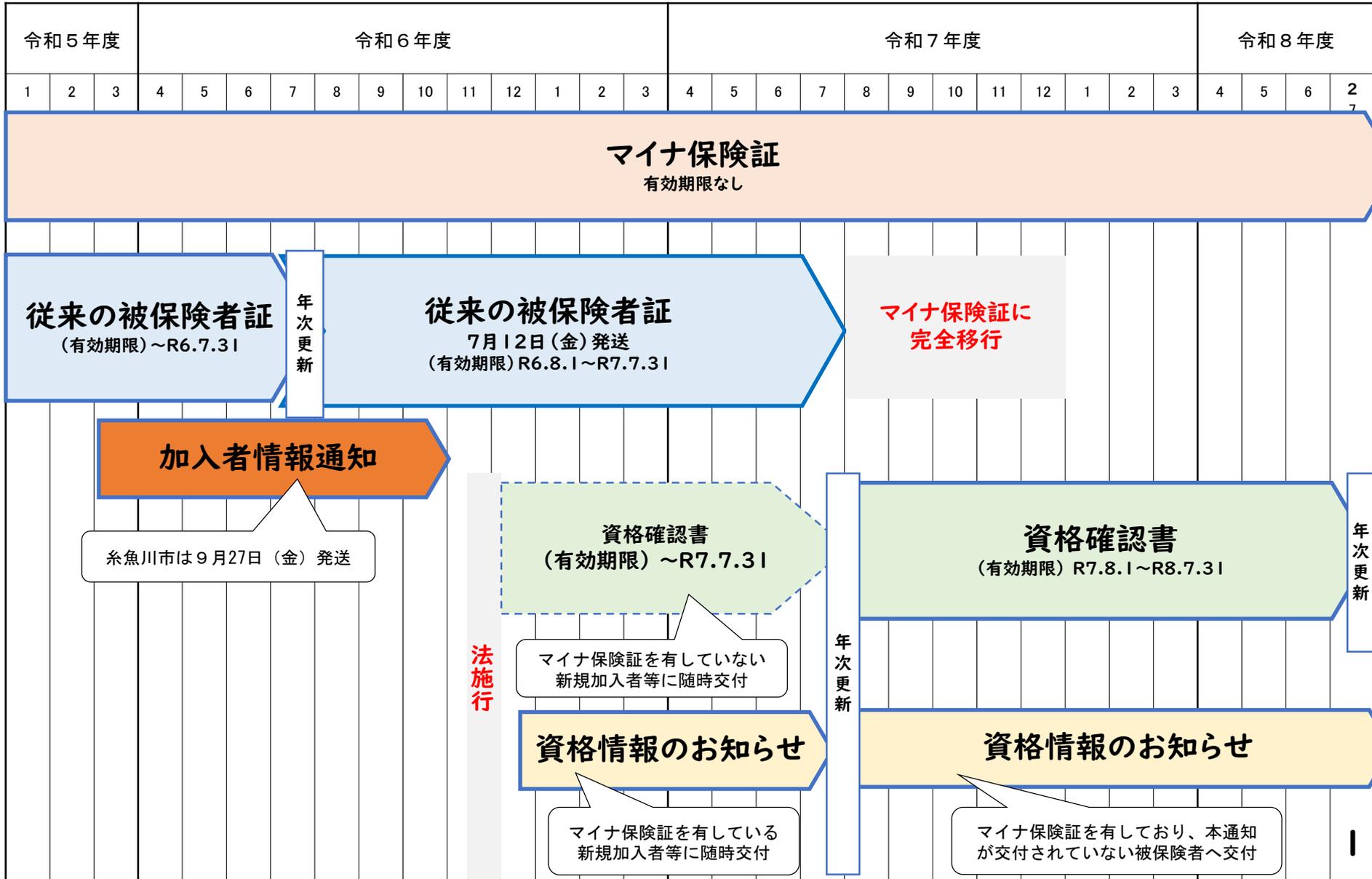


保険証廃止に向けたスケジュールについて

スケジュール等のイメージ



年次更新

年次更新

年次更新

法施行

スケジュール等①

従来の被保険者証

《令和6年度》

- 従来どおり8月1日に被保険者証の年次更新を行い、有効期間が令和7年7月31日までの被保険者証を交付する。
- 年次更新から法施行日（最も遅い場合、令和6年12月1日）までは新規加入者等に、上記同様に有効期限が令和7年7月31日までの被保険者証を交付する。
- 法施行日以降は新規の被保険者証が交付できなくなるため、交付しない。

《令和7年度》

- 被保険者証の更新は行わず、8月1日からマイナ保険証に完全に移行する。
→ 本県では令和7年7月31日をもって、紙の被保険者証が完全に廃止されることとなる。

資格確認書（高齡受給者証と一体化）

《法施行日（令和6年12月2日）～令和7年7月31日》

- マイナ保険証を保有していない新規加入者等に随時交付する。

《令和7年度》

- 8月1日にマイナ保険証を保有していない全ての方に一斉交付する。
- 有効期限は令和8年7月31日までの1年間とし、以降は従来の被保険者証と同様に、8月1日に年次更新を行う。

スケジュール等②

加入者情報通知

《令和6年度》

- 令和6年3月～10月の間に全被保険者に通知する。（1回限り）

※原則、被保険証を送付する際に併せて送付する。

◆ 関連通知：令和6年1月9日厚生労働省 事務連絡「被保険者等への加入者情報等の送付について（依頼）」

資格情報のお知らせ

《法施行日（令和6年12月2日）～令和7年7月31日》

- マイナ保険証を保有している新規加入者等に随時交付する。

《令和7年度》

- 8月1日にマイナ保険証を保有しており、本通知が交付されていない方に一斉交付する。

◆ 関連通知：令和5年12月22日厚生労働省 事務連絡「資格確認書の様式等について」

※ 現時点で今後の詳細が示されていないため、国の事務連絡等で示され次第、改めて検討する。

資格確認書の様式

- 資格確認書の様式は、現行の被保険者証からの変更を最小限に止め、記載項目も現行の被保険者証と同じ項目とする。具体的には以下のとおり提案する（左側【新】）。
 - 国が様式例で示している「限度額認定区分」「長期入院該当」「特定疾病区分」等の任意記載事項は、本県の資格確認書には記載しないこととする。
 - この様式を県内市町村統一の基本様式とするが、市町村の事情により独自様式とすることは妨げない。
- ※ 県の提案は現時点で国から示されている事務連絡等（案段階を含む）を前提としており、今後、国の事務連絡の内容が変更となった場合は改めて検討する。

【新】資格確認書

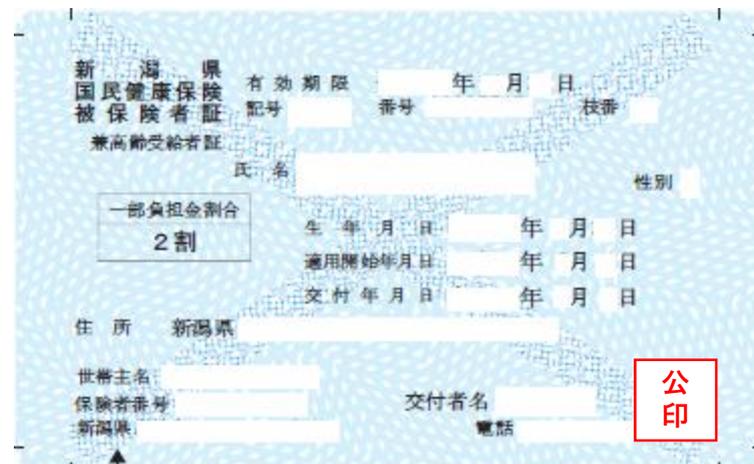
※ 高齢受給者証一体型



新潟県 国民健康保険 有効期限 年 月 日
資格確認書 記号 番号 枝番
兼高齢受給者証
氏名 性別
一部負担金割合 2割
生年月日 年月日
適用開始年月日 年月日
交付年月日 年月日
住所 新潟県
世帯主名 交付者名 公印
保険者番号 新潟県 電話

【旧】被保険者証

※ 高齢受給者証一体型



新潟県 国民健康保険 有効期限 年 月 日
被保険者証 記号 番号 枝番
兼高齢受給者証
氏名 性別
一部負担金割合 2割
生年月日 年月日
適用開始年月日 年月日
交付年月日 年月日
住所 新潟県
世帯主名 交付者名 公印
保険者番号 新潟県 電話

